

(別紙)

本件遺言条項対照表

本件公正証書遺言		本件自筆証書遺言	
		前文	「この遺言状は、平成〇〇年第〇〇七号の遺言公正証書の…第六条および第七条に定めたものを次の対応表の如く改めるものである。」
		対応表 (抜粋)	公正証書遺言 第七条  自筆遺言 新第七条 (変更)
7条	「遺言者は、その所有するY G性格検査の出版による印税を、前記妻・P 3と前記長男・P 1の両名に二分の〇宛相続させる。」	7条	「遺言者は、その所有するY G性格検査の出版による印税について、その二分の一を前記妻・P 3に相続させる。残る二分の一については、日本心理テスト研究所(株式会社)の長期にわたる同検査の開発・普及・研究に対する研究上ならびに経済的貢献を考慮するとき、その二分の一は当然日本心理テスト研究所(株)に帰属すべきものとする。したがって相続法としては日本心理テスト研究所(株)への遺言者よりの遺贈とする。なお、この件に関する相続税の扱いについては、法人税の問題として処理すべきものとする。尚本検査に関する著作人格権については、本検査の開発、普及、研究に20年以上たずさわって来た長男P 1が日本心理テスト研究所々長として今後も責任をもって同検査の改良に努めてくれることを希望する。」
8条	「遺言者は、Y G性格検査に関連する著作物(手引き、テープ等)に関する財産権は日本心理テスト研究所株式会社の所有に属することを確認する。」		
9条	「遺言者は、前条以外の心理テストに関する著作権は日本心理テスト研究所株式会社に属していることを確認する。」		